

平成 29 年度「寄附者設定テーマ事業」審査方法(案)

1. 募集事業の基本的な条件

- (1) 提案団体自らが実施するものであること
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、指示、反対することを目的とした事業でないこと。
- (4) 事業対象経費が10万円以上であること

2. 審査委員会

- (1) 「寄附者設定テーマ事業審査委員会」において、申請書類及び提案者のプレゼンテーションにより審査し、採択事業を決定するものとする。
- (2) 審査基準は、別表のとおりとする。
- (3) 審査会において、事業採択の結果を公表する。

3. 事業採択の選考方法

- (1) 満点数の70%以上の得点を採択の最低条件とする。
- (2) 採択件数を上回る申請件数があった場合は、点数順に採択する。
- (3) 採択件数及び補助上限額は、テーマ「子育てや社会教育の推進」については、1件・15万円以内とし、テーマ「島根の自然環境保全活動」については、1件・30万円以内とし、テーマ「誰もがいきいきと暮らせる社会の実現」については、1件・10万円以内とする。
- (4) 得点が高点の場合は、審査委員の協議による。

4. 審査委員が関与している案件の取り扱い

審査委員が関与している団体からの申請については、その委員を審査から除外し、残った委員の採点による得点の平均値に当該審査から除外した委員数を乗じて得られた点数（小数点以下切り捨て）を合計点に加える。

平成 29 年度「寄附者設定テーマ事業」の審査基準(案)

審査項目及び配点	審査の視点
①寄附者設定テーマの趣旨との適合性、提案事業の目的・目標 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者が設定したテーマ趣旨と適合しているか ・ 提案事業の目的・目標は明確かつ妥当か ・ 提案事業は公共性・公益性が高いか
②事業の効果、地域社会への貢献度 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業は、事業効果が期待でき、地域社会への貢献度が高いか ・ 提案事業は、地域の主体的な取り組みとなり地域自治力の向上に繋がるか
③スケジュール (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か
④事業の先進性・実効性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業は創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか ・ 提案事業は具体性があり、実行可能なものか
⑤団体の事業遂行能力、予算の妥当性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案団体には事業を練り上げて遂行していく能力があるか ・ 予算規模・内容は妥当なものであって、参加者負担金などの財源は適当か
⑥事業実施後の継続性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか
⑦プレゼンテーション (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレゼンテーションにおいて、事業を的確に熱意を持って説明したか
合計 (50点)	